

行政書士出張封印を利用する際の重要事項

以下の場合には、行政書士による出張封印ができませんので、予めご了承ください。

□ 車台番号が一見して明確ではない場合

プレートの劣化・腐食等により、車台番号が明確でない場合には、出張封印を行うことができません。その際は、各運輸支局に自動車を持ち込み、「職権打刻申請」が必要となります。

*「職権打刻申請」については、管轄の運輸支局へお尋ねください。

今一度、車台番号が一見して明確か、ご確認ください。

□ 特殊ネジを使用している・サビ等によりナンバープレートの 取付け・取外しができない場合

当センターがナンバープレートの取り付けや取り外しを行う場合で、特殊ネジを使用している・ナンバープレートの取り外しや取り付けが容易にできない場合には、別途費用が発生し、場合によっては、出張封印を行うことができません。

今一度、ご確認ください。

□ ナンバープレートがペイントではなく字光式の場合

ナンバープレートが字光式の場合には、出張封印できない可能性がありますのでご了承ください。

今一度、取り付けるナンバープレートが字光式ではないか、ご確認ください。

字光式の場合には、すぐにその旨をお知らせください。

上記理由で出張封印ができない場合でも、「登録・出張封印に係る費用」はご請求させて頂くこととなりますので、予めご了承ください。

車庫証明センター福岡

(行政書士うめだ法務事務所)

登録・封印担当：中川原 (080-4317-1173)